

臨時報告第10号様式

矯正局長 殿 札幌矯正管区長	札刑支発第299号 令和元年10月18日 札幌刑務所長
----------------------	---------------------------------------



自殺事故報告（刑事施設）

事故の概況	令和元年9月2日（月）午前7時47分頃、当所管下札幌刑務支所（以下「同支所」という。） [REDACTED]において、事故者が、タイツ [REDACTED]、便器の配管 [REDACTED] 巻き付けた上輪状にし、同輪の股部に首を入れて [REDACTED] 横臥してい首していたところを職員が発見し、応援職員と共に同タイツを外し、呼吸及び脈拍を確認するも、 [REDACTED] 呼吸等が認められなかったため、同時52分、119番通報を行い、救急車の出動を要請し、事故者を [REDACTED] に救急搬送したが、同8時36分、同病院の医師が事故者の死亡を確認した。
-------	---

事故の状況	1 発 生 年 月 日 2 発 見 時 刻 3 場 所 4 方 法	1 令和元年9月2日（月） 2 午前7時47分頃 3 [REDACTED] 4 タイツ [REDACTED]、便器の配管 [REDACTED] 巻き付けた上輪状にし、同輪の股部に首を入れて [REDACTED] 横臥してい首した。
	5 経 緯	5 経緯 (1) [REDACTED] (2) [REDACTED] (3) [REDACTED]

	<p>(4) [REDACTED]</p> <p>(5) 同年 9 月 2 日 午前 7 時 25 分頃、[REDACTED] 勤務職員看守 [REDACTED] は、同居室内を視察したところ、特段の異状は認められなかった。</p> <p>なお、この時点が最終動静確認である。</p> <p>(6) 同 7 時 47 分頃、[REDACTED] において、出業立会職員看守 [REDACTED] (以下「[REDACTED] 看守」という。) が、出業の号令を掛けた後、残室者の確認のため、各居室室内を確認したところ、事故者が [REDACTED] [REDACTED]、横臥した事故者の [REDACTED] であったことから、[REDACTED] 看守が同居室扉をたたき、事故者の名前を呼び掛けるも、事故者の反応がなかったため、同階に在寮していた他の受刑者に非常ベル通報を指示した。</p> <p>(7) 同居室を開扉し、[REDACTED] 看守が同通報により急行してきた職員と同居室内に入ったところ、事故者が、タイツ [REDACTED] [REDACTED]、便器の配管 [REDACTED] 巻き付けた上輪状にし、同輪の股部に首を入れて [REDACTED] 横臥して首していたところを発見した。</p> <p>(8) 応援職員と共に同タイツを外し、呼吸及び脈拍を確認するも、[REDACTED] [REDACTED] 呼吸等が認められなかったため、同時 5 分 2 分、119 番通報を行い、救急車の出動を要請するとともに、事故者を同居室から搬出して医務課診察室にストレッチャーで連行し、同時 5 分 4 分、同診察室で AED 使</p>
--	---

	<p>用及び心臓マッサージを行った。</p> <p>(9) 同日午前8時20分、同支所は、救急車により事故者を[REDACTED]に向けて救急搬送し、同時31分、救急車が同病院に到着した。</p> <p>(10) 同時36分、同病院の医師は、事故者の死亡を確認した。</p> <p>(11) 同時55分、同支所は、[REDACTED]に本件発生について電話連絡したところ、同日午前9時15分、[REDACTED]、事故者が死亡した旨通知した。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>(12) 同時4分、同支所は、札幌地方検察庁刑事部に通報した。</p> <p>(13) 同時14分、同支所は、札幌東警察署刑事第一課に通報した。</p> <p>(14) [REDACTED]札幌地方検察庁[REDACTED]検事（以下「同検察官」という。）ほか1名及び札幌東警察署[REDACTED]警部補（以下「同警部補」という。）ほか4名は、[REDACTED]において、司法検視を実施した。</p> <p>なお、同検察官の判断により[REDACTED]との判断がなされた。</p> <p>おって、同支所長は、同時間帯において、行政検視を実施した。</p> <p>(15) 同日午後零時24分から同1時30分までの間、同警部補ほか4名は、本件発生現場の現場検証を実施した。</p> <p>(16) [REDACTED]</p>
--	--

<p>6 使 用 器 具 7 逮 捕 制 圧 等 の 状 況 8 事 故 に よ る 犯 罪 9 そ の 他</p>	<p>(17) </p> <p>(18) 同月 3 日午前 10 時 38 分、当所は、札幌市政記者クラブ加盟各社へ順次公表文書をファックス送信し、北海道新聞社、毎日新聞社、日本放送 (NHK)、北海道放送 (HBC)、札幌テレビ (STV)、共同通信、読売新聞社及び朝日新聞社の 8 社から電話による取材があり、取材対応者が対応したところ、いずれも想定された質問の範囲内での取材であり、取材対応に対する不満や紛糾する場面等はなかった。</p> <p>なお、本日までに確認できた本件に係る報道については、北海道新聞 (9 月 3 日夕刊)、インターネット記事 (日刊スポーツ)、読売新聞 (9 月 4 日朝刊)、朝日新聞 (9 月 4 日朝刊) 及び毎日新聞 (9 月 4 日朝刊) において報道された。</p> <p>おって、取材日以降、本日まで報道機関からの取材はない。</p> <p>(19) </p> <p>6 タイツ 7 該当事項なし。 8 該当事項なし。 9 該当事項なし。</p>
--	---

事故者	1 事故者の種別	1 自殺者
	2 身分	2 [redacted] 受刑者
	3 氏名	3 [redacted]
	4 生年月日	4 [redacted]
	5 罪名又は事件名	5 [redacted]
	6 刑名・刑期	6 [redacted]
	7 刑の起算又は入所日	7 [redacted]
	8 刑の終了日	8 [redacted]
	9 犯数	9 [redacted]
	10 制限区分及び優遇区分	10 [redacted]
	11 所内における行状	11 [redacted]
	12 本籍	12 [redacted]
	13 住所	13 [redacted]
	14 要注意者等の指定の有無	14 [redacted]
	15 その他	15 特記事項なし
職員の状況	1 配置及び勤務状況	1 発見当時、[redacted] は、工場就業者が出業中 [redacted] であり、洗濯工場及び図書計算工場担当職員が、各工場就業者を順次出業させていた。
	2 監督方法	2 工場就業者が出業中であり、統括、主任等の監督者が、各寮等を適宜巡回していた。
	3 職責処理の状況	3 結果として既遂となっているが、勤務職員が、適切に巡回勤務を行っていることから、問責は予定していない。
事態収拾の措置	1 職員の非常招集	1 該当事項なし。
	2 非常配置箇所数、時間及び人員	2 該当事項なし。
	3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況	3 該当事項なし。
	4 警察官署への依頼	4 同月 2 日午前 8 時 14 分、同支所は、札幌東警察署刑事第一課に通報し、[redacted] において、同

		<p>検察官ほか 1 名及び同警部補ほか 4 名が、司法検視を実施した。</p> <p>また、同日午後零時 24 分から同 1 時 30 分までの間、同警部補ほか 4 名は、本件発生現場の現場検証を実施した。</p>
<p>事故の原因・動機</p>	<p>1 事故者の動機</p>	<p>1 [Redacted]</p>
	<p>2 施設側の欠陥</p>	<p>2 施設側の欠陥</p> <p>(1) 事故者は、[Redacted] によって同支所に収容されているところ、[Redacted]、これを組織として把握しておらず、また、これに起因せずとも、結果として事故者は自殺しており、心情把握が十分ではなかった。</p> <p>(2) 同支所は、[Redacted]、結果として、事故者の自殺危険性を判定していなかった。</p> <p>(3) 同支所は、[Redacted]</p>

		<p>被収容者の動静視察を特に綿密に行うこととしていたところ、事故者もに掲載され周知していたものの、結果として、既遂となっており、が十分に活用されていなかった。</p>
<p>事故者に対する措置</p>	<p>1 懲 罰 2 事 件 送 致</p>	<p>1 該当事項なし。 2 該当事項なし。</p>
<p>改善事項</p>	<p>1 改善した事項</p>	<p>1 改善した事項 (1) 令和元年9月3日の職員点検時、処遇首席が職員に対し、本件自殺事故の概要を説明するとともに、巡回の励行、心情把握の徹底等を指示し、同種事故の再発防止を注意喚起した。 (2) 同支所に収容されているの受刑者（25名）を対象に、処遇統括、処遇主任、工場等担当職員による心情把握のための面接を順次実施した。 (3) 同判定表による判定を行っていなかった13名全員に対し、同判定表を用いた判定を行った。 (4) 同支所は、を発出し、</p>

	<p>2 改善すべき事項</p>	<p> [REDACTED] [REDACTED]に近づいた時期において、処遇統括、処遇主任、工場等担当職員による心情把握のための面接を実施するとともに、[REDACTED] [REDACTED]（以下「同期間」という。）に該当する被収容者（以下「当該被収容者」という。）を受け持つ工場担当職員等と情報を共有し、同期間中、当該被収容者の受持ち区において、監督当直者及び夜勤監督に対し、前記面接結果や直近の動静等を個別に引き継ぐこととした。また、同期間中、監督当直者は、職員点検時、[REDACTED]に基づき、当該被収容者の直近の動静等を周知し、監督当直者及び夜勤者は、[REDACTED] [REDACTED]被収容者等の動静視察を特に綿密に行うこととした。 </p> <p>2 改善すべき事項 該当事項なし。</p>
<p>その他参考事項</p>		<p>特記事項なし。</p>